

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月4日
【報告者の名称】	株式会社シーアールイー
【報告者の所在地】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-5572-6600(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 後藤 信秀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「当社」とは、株式会社シーアールイーをいいます。

(注2) 本書中の「公開買付者」とは、SMFLみらいパートナーズ株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人若しくはその役員又は当該法人の関係者(affiliate)(以下「関連者」といいます。)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注8) 本書の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、当社又はそれらの関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者又は当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、当社又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

(注9) 公開買付者、公開買付者及び当社の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(それらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト(又はその他の開示方法)においても英文で開示が行われます。

- (注10) 会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出事由】

2025年1月29日付で提出した意見表明報告書の 本公開買付け後の経営方針に関する記載において、本株主間契約において公開買付者及び京橋興産が指名権を有する役員の役職に誤記があったこと、並びに、本不応募契約（ケネディクス）に関する記載において、本株式分割の実施にかかる公開買付者の義務履行の前提条件に誤記があったので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第1項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。なお、本不応募契約（ケネディクス）においては、その締結時から本書による訂正後の内容の合意が行われており、当該契約の内容が締結後に変更されたわけではありません。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

() 本公開買付け後の経営方針

(7) 本公開買付けに関する重要な合意等

本不応募契約（ケネディクス）

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

() 本公開買付け後の経営方針

(訂正前)

< 前略 >

公開買付者らは、当社グループの企業価値向上を通じて、SMFLグループ全体の企業価値を向上させることを目指しており、当社グループの企業価値向上に最も適したガバナンスや経営の独立性を設定することが重要であると認識しているとのことです。かかる認識の下、公開買付者、京橋興産及び山下氏は、本公開買付けが成立し、本株式併合の効力発生後の当社の運営等に関して、2025年1月28日付で本株主間契約を締結しており、本株主間契約において、本株式併合の効力発生日以降、() 監査等委員会設置会社から取締役会・監査役設置会社へ移行する旨、() 当社の取締役の員数を5名とし、公開買付者が3名、京橋興産が2名の取締役を、それぞれ指名することができる旨、() 当社の代表取締役は2名とし、取締役会において決定する旨、() 当社の監査役の員数は2名とし、公開買付者が1名、京橋興産が1名の取締役を、それぞれ指名することができる旨を合意しているとのことです。また、下記「(7) 本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり、公開買付者らは、山下氏及び亀山氏との間で、それぞれ本経営委任契約を締結し、山下氏は当社の代表取締役会長として、亀山氏は当社の代表取締役社長として、それぞれ本取引後も継続して当社の経営に従事することに合意している一方、その他の役員の具体的な候補者については、本書提出日現在において具体的な想定はなく、今後当社と協議の上で決定していく予定とのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

公開買付者らは、当社グループの企業価値向上を通じて、SMFLグループ全体の企業価値を向上させることを目指しており、当社グループの企業価値向上に最も適したガバナンスや経営の独立性を設定することが重要であると認識しているとのことです。かかる認識の下、公開買付者、京橋興産及び山下氏は、本公開買付けが成立し、本株式併合の効力発生後の当社の運営等に関して、2025年1月28日付で本株主間契約を締結しており、本株主間契約において、本株式併合の効力発生日以降、() 監査等委員会設置会社から取締役会・監査役設置会社へ移行する旨、() 当社の取締役の員数を5名とし、公開買付者が3名、京橋興産が2名の取締役を、それぞれ指名することができる旨、() 当社の代表取締役は2名とし、取締役会において決定する旨、() 当社の監査役の員数は2名とし、公開買付者が1名、京橋興産が1名の監査役を、それぞれ指名することができる旨を合意しているとのことです。また、下記「(7) 本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり、公開買付者らは、山下氏及び亀山氏との間で、それぞれ本経営委任契約を締結し、山下氏は当社の代表取締役会長として、亀山氏は当社の代表取締役社長として、それぞれ本取引後も継続して当社の経営に従事することに合意している一方、その他の役員の具体的な候補者については、本書提出日現在において具体的な想定はなく、今後当社と協議の上で決定していく予定とのことです。

< 後略 >

(7) 本公開買付けに関する重要な合意等
本不応募契約（ケネディクス）

（訂正前）

< 前略 >

（ ）本自己株式取得等の実施

公開買付者は、本株式併合の効力発生及び本株式併合により生じた当社株式の端数の合計数（但し、1株に満たない端数は切り捨てます。）に相当する数の当社株式の任意売却に係る許可決定が東京地方裁判所から得られることを条件として、本株式分割を実行するために必要な行為を自ら実施し、また、当社をして、本株式分割を実施させるものとされているとのことです。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（ ）本自己株式取得等の実施

公開買付者は、本株式併合の効力発生を条件として、実務上可能な限り速やかに、本株式分割を実行するために必要な行為を自ら実施し、また、当社をして、本株式分割を実施させるものとされているとのことです。

< 後略 >

以 上